

議案第118号

字の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から施行するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中 川 幹 太

別紙 (変更調書)

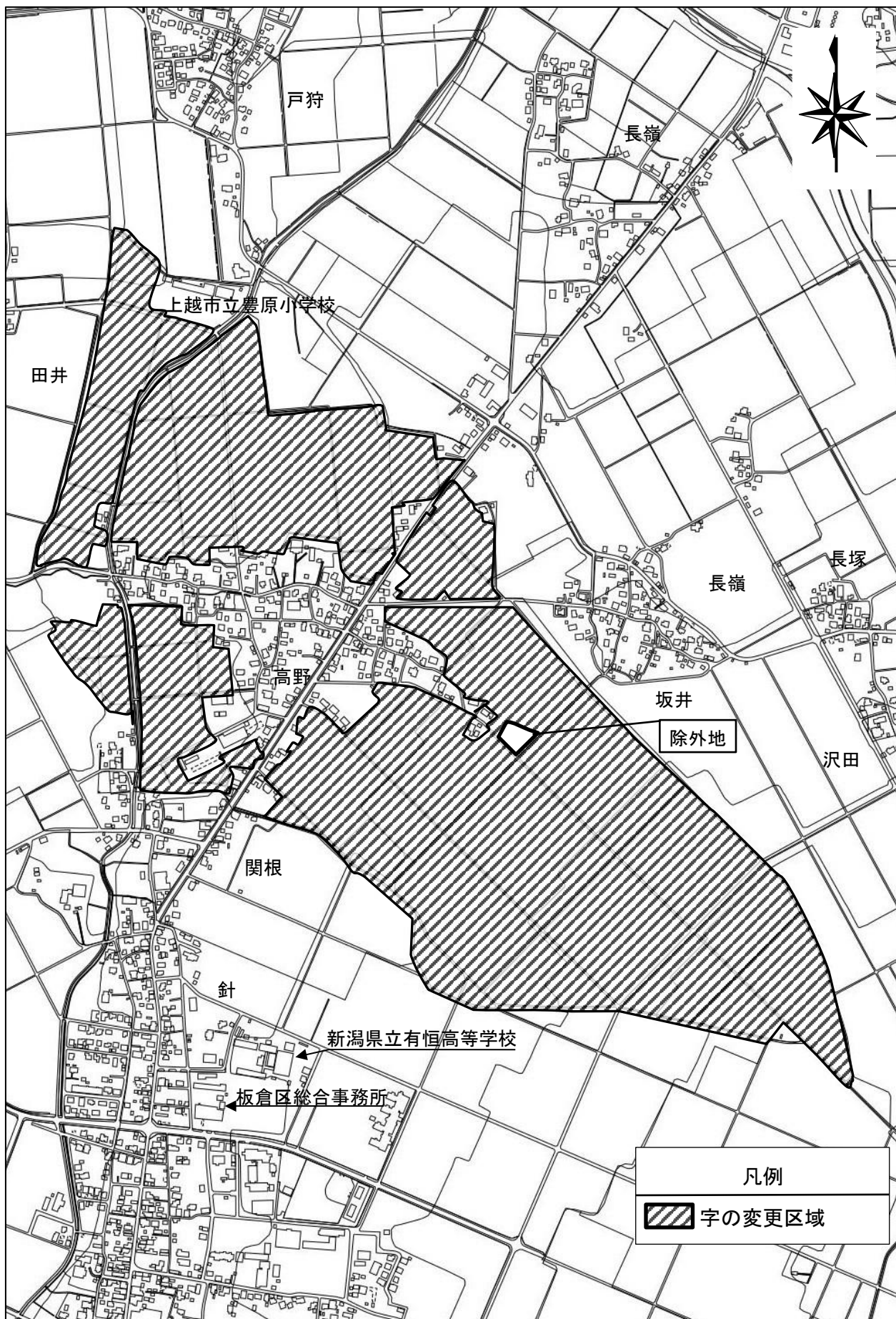
変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
板倉区 高 野	八日町	1の1、1の2、2の1、2の2、3から8まで、9の1、9の2、10、11の1から11の6まで、12、13の1、13の2、14、15の1から15の6まで、15の8、16から20まで、21の1、21の2、22の1、22の2、23の1から23の5まで、24から28まで、29の1、29の2、30から38まで、39の1、39の2、40から42まで、43の1、43の2、44から56まで、57の1、57の2、58、59の1から59の6まで	板倉区 高 野	
	天 狗	64から67まで、68の1から68の3まで、68の5、68の9から68の11まで、68の13から68の18まで、69、70の1、70の2、71、72、73の1から73の16まで、74から83まで、84の1から84の14まで、85から105まで、106の2から106の5まで、106の8から106の11まで、107の2から107の8まで、107の12から107の15まで、108、109の1、109の2、110、111、112の1、112の2、113の1、118から120まで、121の1、121の2、122から167まで、168の1、168の2、169から189まで、191から203まで、204の1、204の2、205から212まで、213の1、213の2、214から239まで、240の1から240の9まで、240の13、240の16、240の18から240の20まで、240の22、240の23、240の25から240の27まで、241から250まで、251の1、251の2、252から256まで、259、260、262から265まで、266の1、266の2、267から279まで		
	高 畑	306、307の1、307の2、311、312の1、312の2、322から330まで、332、333、334の3、334の6、334の8、334の9、334の17から334の19まで、334の22、334の23、334の25から334の27まで、334の29、334の30、334の32		
	坊ノ南	331、338、339の1、340の1から340の5まで、341から344まで、345の1、345の2、346から350まで、351の1、351の3、351の5、351の6、351の8、351の11、351の12、351の14、353の1から353の6まで、354から356まで		

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
板倉区 高 野	免 田	357の1、358、359、360の1、360の2、 361の1から361の6まで、361の8、361の10、 362の1、362の2、363、 364の1から364の10まで、364の12、365の1、 365の2、366の1、366の2、367から371まで、 372の1、372の2、373から385まで	板倉区 高 野	
	江 下	700、701、702の1、702の2、703の1、 703の2、703の11、703の12、704、705の2、 707から709まで、710の1から710の10まで、 711から715まで、716の1、716の2、 717から724まで、725の1、 725の3から725の9まで、 725の11から725の13まで、 725の15から725の17まで、726の1、726の2、 727の1、727の2、728の1、728の2、729の1、 729の2、731から734まで		
	砂 田	735、736の1、736の2、737から742まで、 743の1から743の6まで、 743の9から743の20まで、743の23、743の25、 743の26、744、745の1、745の2、 746から754まで、756の2、756の3、 757から770まで、775から779まで、 780の1から780の4まで、 780の6から780の16まで、781、782、783の1、 783の2、784		
	大 坪	785から789まで、790の1、790の3、790の7、 790の8、790の10、790の13、790の15、 790の17から790の19まで、791から798まで、 799の7、800の1、800の2、801から810まで、 811の1、811の2、811の5から811の7まで、 811の9、811の10、811の13から811の16まで、 812、813、814の1、814の2、 815から822まで、823の1、823の2、 824から828まで、829の1、833の1、834、 835の1、835の2、835の7から835の10まで、 836、837、839の1、840		
	戸 口	843の1、844から848まで、849の1、 849の8から849の10まで、850の1、850の4、 850の7から850の12まで、 850の15から850の19まで、851、852の1、 853、855から863まで、865、		

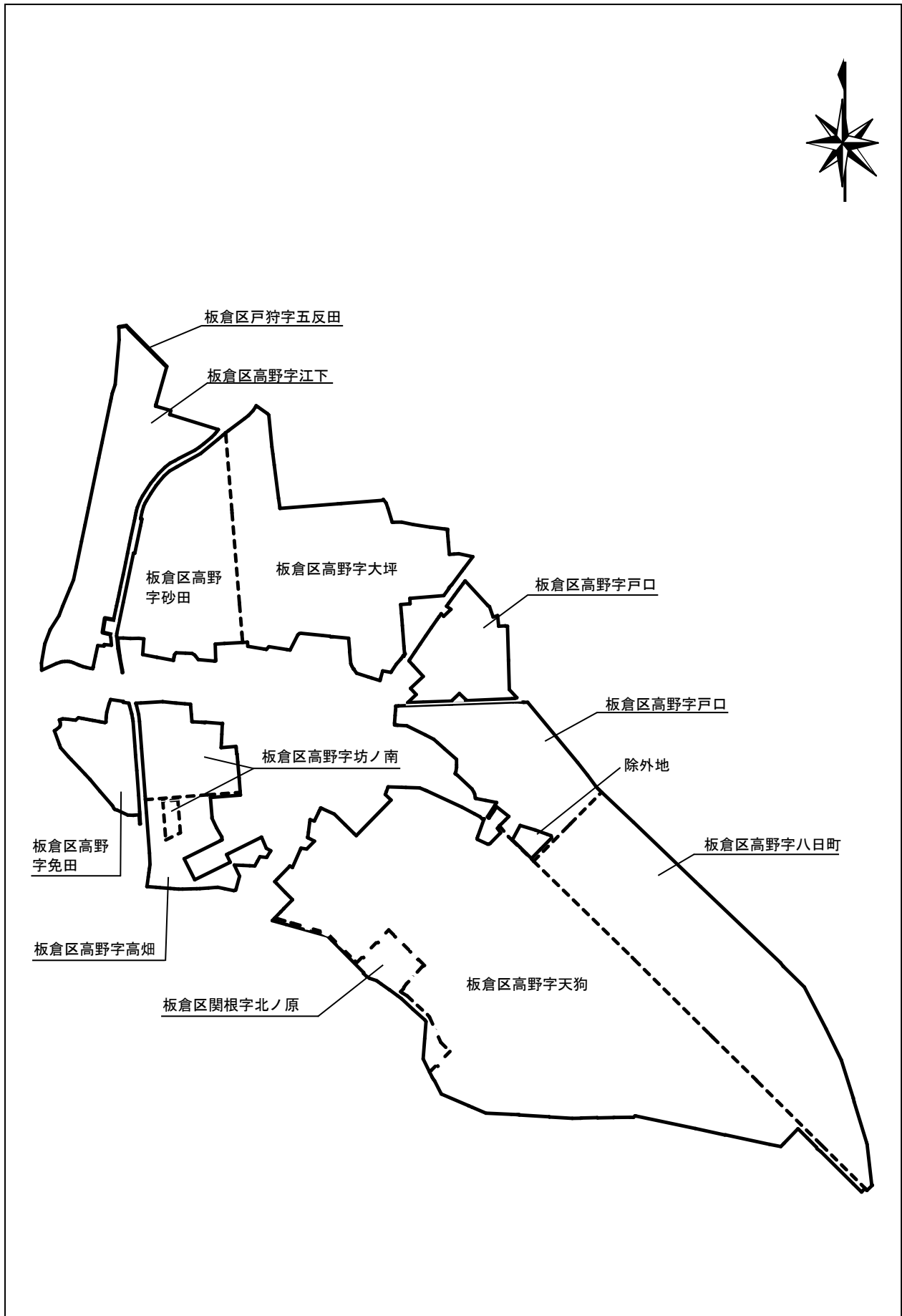
変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
板倉区 高野	戸口	867の1から867の3まで、 868の1から868の3まで、871の1、872の1、 872の2、873、874の1から874の7まで、 874の9、875から885まで、 886の1から886の3まで、887から889まで、 890の1、890の3、890の5から890の9まで、 890の11から890の13まで、890の15、 890の17、891から894まで、1046の2	板倉区 高野	
板倉区 関根	北ノ原	308、309の1から309の7まで、310から313まで、 321の6		
板倉区 戸狩	五反田	44の10		

上記地番は、令和5年5月8日現在の登記簿による。

県営経営体育成基盤整備事業（面的集積型） 高野地区
位置図



県営経営体育成基盤整備事業（面的集積型） 高野地区
字の区域並びに名称変更前図



県営経営体育成基盤整備事業（面的集積型） 高野地区
字の区域並びに名称変更図

